学校法人大妻学院ハラスメント防止対策規程

平成 22 年 3 月 25 日 制定

（目的）

第 1 条　この規程は、学校法人大妻学院（以下「学院」という。）及び学院が設置するすべての学校及び施設に在籍する教職員（非常勤、派遣を含む。）及び学生・生徒について、日本国憲法にのっとり、個人の尊厳を尊重し、人権が尊重され、かつ快適な環境の下で就労、修学、教育・研究する機会と権利を保障するため、ハラスメントの防止及び啓発を図り、あわせてハラスメントが生じた場合の対応や適切な措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

（ハラスメントの定義）

第 2 条　この規程に定めるハラスメントとは、次の各号に掲げるアカデミックハラスメント、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

⑴ アカデミックハラスメント

教育・研究の場において指導的立場にある者が、指導を受ける者に対し、客観的に見て正当性のない差別的言動を行い、自由な修学活動、研究活動及び職務遂行活動を妨げること。

⑵ パワーハラスメント

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、教職員の就業環境を害すること。

⑶ セクシュアルハラスメント

教職員及び学生・生徒が他の教職員及び学生・生徒を不快にさせる性的な言動を行い、これにより教職員の就労上及び学生・生徒の修学上の環境が害されること又はセクシュアルハラスメントへの対応に起因して不利益を受けること。

⑷ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職場において行われる、上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した教職員や育児休業等を申出・取得した教職員の就業環境を害すること。

⑸ 求職者等ハラスメント

求職者に加え、学院及び学院が設置する学校等が行う労働者の採用に資する活動に参加する者や教育実習等を受ける者（以下「求職者等」という。）が、意に反する性的な言動により、求職活動や実習活動等が阻害されること又はハラスメントの対応に起因して不利益を受けることをいう。

⑹ その他のハラスメント

年齢、身体的特性、家族関係、出身地、国籍、民族、人種、信条その他の個人的属性等に関し、相手の意に反して行われる発言や行動により、相手に不利益や損害を与え、又は個人の人権を侵害すること。

（本学の責務）

第3条　学院は、ハラスメント防止のための指針を定め、教職員及び学生・生徒に対し啓発指導を行うほか、ホームページへの掲載並びに学生生活の手引き及びパンフレットの作成、配布等適当な方法で、教職員、学生・生徒並びにその保護者及び求職者等へ周知を図り、ハラスメントによる問題が生じた場合には、必要な措置を講じるものとする。

（教職員及び学生・生徒の責務）

第4条　教職員及び学生・生徒は、この規程に従いハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

（指導的立場又は管理的立場にある者の責務）

第5条　教職員及び学生・生徒を監督・指導する立場にある者は、次の事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

⑴ 日常の業務及び学校生活を通じた指導等により、ハラスメントに関し教職員及び学生・生徒の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

⑵ 教職員及び学生・生徒の言動に充分な注意を払うことによりハラスメントに起因する問題が生じることがないよう平等かつ十全な配慮をすること。

（ハラスメント対策室）

第6条　教職員、学生・生徒及び求職者等の人権の尊重、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題処理等のため学院にハラスメント対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（構成員）

第7条 対策室の構成員は、次の通りとする。

⑴ 理事長

⑵ 常任理事

⑶ 学長

⑷ 副学長

⑸ 各学部長、短期大学部長及び研究科長並びに大妻中学・高等学校長、大妻多摩中学・高等学校長、大妻中野中学・高等学校長及び大妻嵐山中学・高等学校長

⑹ 事務局長

⑺ 第14条に定めるハラスメント相談員運営委員会の委員長

⑻ 理事長が必要と認めたもの若干名

2　前項第8号の構成員の任期は、2年とし再任を妨げない。

（室長）

第8条　対策室に室長を置き、理事長をもってあてる。

2　室長に事故あるときは、第7条第1項第2号又は第3号の構成員がその職務を代理する。

（任務）

第9条　対策室は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

⑴ ハラスメントの防止に関する指針の作成に関すること。

⑵ ハラスメント防止等の周知徹底を期するための啓発活動及び研修に関すること。

⑶ ハラスメントに起因する問題が生じた際の措置に関し、懲戒審査委員会へ審査を上申すること。

⑷ その他ハラスメントの防止に関すること。

（対策室会議の開催及び運営）

第10条　対策室会議は、室長が必要に応じて招集する。

2　対策室会議は、構成員の過半数の出席により成立し、出席構成員の過半数をもって決定する。

3　対策室は、必要に応じて学内及び学外の専門家に意見を求めることができる。

（守秘義務、不利益の保護）

第11条 構成員及び対策室の事務担当者は、各種個人情報を保護し、対策室に関して知り得たことを他に漏らしてはならない。

2　第1項にかかわらず、被害者の保護及び緊急措置を講ずるために必要な場合は、関係者と必要最低限の情報を共有し、被害者の安全管理及び学修・就業環境の確保に努めなければならない。

3　苦情の相談や事実関係の確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

4　懲戒処分の対象となった以外の事案については、全部又は一部を、公告、公表をしないものとする。

（所轄事務）

第12条　対策室に関する事務は、総務センターにおいて処理する。

（相談員）

第13条　ハラスメント問題に対処する相談窓口として、各キャンパスに相談員を置く。

2　相談員に関する規程は別に定める。

3　相談窓口は、各キャンパスの相談員の他に、外部機関にも設けることができる。

4　求職者等からの相談に対処する相談窓口は、総務グループとする。

（ハラスメント相談員運営委員会）

第14条　対策室の下に、常設機関としてハラスメント相談員運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会に関する規程は別に定める。

（調査委員会）

第15条　対策室の下に、ハラスメントに関する申立てを調査するため調査委員会を置く。調査委員会は、相談員及び運営委員会が対策室の議を経て提出した事案について調査の手続を行う。

2　調査委員会に関する規程は別に定める。

（規程の改廃）

第16条　この規程の改廃は、対策室会議の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。この規程の制定により、「大妻学院セクシュアル・ハラスメント等防止対策規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月7日 ハラスメント対策室会議）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年9月11日　ハラスメント対策室会議）

この規程は、令和8年10月1日から施行する。